

## 名護市新規創業雇用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で新たな起業と雇用を創出する新規創業間もない中小企業者・小規模企業者に対し、対象雇用者に対する賃金費用の一部を補助することにより、雇用の継続、雇用の安定化を図ることを目的に、予算の範囲内で名護市新規創業雇用支援事業補助金を交付するものとし、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規創業 事業の申請時において市内で3年以内に新規に創業した者をいう。
- (2) 中小企業者・小規模企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までに該当するものをいう。
- (3) 事業主 新規創業した市内の中小企業者・小規模企業者をいう。
- (4) 補助事業 補助の対象となる事業をいう。
- (5) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (6) 対象雇用者 市内に住所を有する者であって、事業主により新たに雇用されたものをいう。
- (7) 対象期間 対象雇用者を雇用した日から起算して6月の期間をいう。

(補助事業)

第3条 この要綱の対象となる補助事業は、新規創業間もない中小企業者・小規模企業者における雇用者の継続雇用を行い、雇用の安定化に寄与する事業とする。ただし、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業
- (2) その他市長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助事業の対象となる者は、中小企業者・小規模企業者であって、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で新規創業した者であって、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの
- (2) 法人市民税又は市税に滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請された者ではないもの

(補助金の交付要件)

第5条 補助金の交付要件となる対象期間は、対象雇用者を雇用した日から起算して6月とする。

- 2 最低賃金法（昭和34年法律137号）に基づき、対象雇用者の基本給が10万9千円未満については、補助金の交付対象としない。
- 3 対象雇用者を雇用しなくなったときは、当該補助金は交付しない。
- 4 対象雇用者を雇用した事業主が、当該対象雇用者を交付対象として本市の雇用に関する他の奨励金、助成金等の交付を受けた場合は、第1項の規定にかかわらず、当該対象雇用者については補助金の交付対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、対象雇用者1人につき1月2万5千円を限度とし、6月補助す

る。

2 補助金の交付は、1回限りとし、対象雇用者2人までとする。

(補助の交付対象期間)

第7条 補助の交付対象となる期間は、補助金の交付を決定した日から当該決定した日の属する年度の3月31日までとする。

(事業の申請)

第8条 規則第4条の規定による申請は、名護市新規創業雇用支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 新規創業が確認できる資料(定款及び登記簿謄本、開業届け等)
- (3) 会社案内等事業概要の確認ができる資料
- (4) 法人市民税又は市税を滞納していないことを証明する書類
- (5) 対象雇用者を新たに雇い入れたことが証明できる書類(公共職業安定所求人票、紹介状等)
- (6) 対象雇用者の労働契約書及び基本給が確認できる書類
- (7) 対象雇用者の住民票
- (8) 対象雇用者の6月以上出勤状況が確認できる出勤簿の写し
- (9) 対象期間における対象雇用者の6月以上賃金支払状況が確認できる賃金台帳などの写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定等)

第9条 規則第5条の規定による交付決定は、名護市新規創業雇用支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

2 交付決定通知には、規則第6条第1項に規定する条件のほか次の条件を付する。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 善良な管理者の注意をもって本事業を執行し、また、補助金を他の用途に使用してはならないこと。
- (4) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を事業の全てが完成した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) その他法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要なこと。

3 規則第5条の審査の結果、補助金を交付すべきものと認められないときは、名護市新規創業雇用支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、名護市新規創業雇用支援事業補助金実績報告書(様式第5号)によるものとし、必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(様式第6号)
- (2) 出勤簿及び賃金支払状況が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 規則第13条の規定による通知は、名護市新規創業雇用支援事業補助金確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(補助金請求)

第12条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、名護市新規創業雇用支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又は帳簿その他の書類を検査することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別で定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。